

議案第132号

淀川中学校建設工事請負契約の一部変更について

別紙に記載する淀川中学校建設工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	変更前の契約金額
650,116,500円	593,819,600円

令和6年5月16日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

淀川中学校建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙)

淀川中学校建設工事請負契約の概要

- | | | |
|---|---------|-----------------------------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上4階建建物1棟 |
| | 建築面積 | 475.96平方メートル |
| | 延床面積 | 1,554.86平方メートル |
| | 附帯工事 | 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市淀川区宮原1丁目18番20号
株式会社 トーワ技研工業 |
| 3 | 契 約 金 額 | 593,819,600円 |
| 4 | しゅん工期限 | 令和6年8月23日 |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市都島区毛馬町3丁目 |

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。